

介護予防・日常生活支援総合事業 実施に関する説明会 訪問介護・通所介護事業所対象

平成28年2月10日（水）19時～ 南公民館大ホール
平成28年2月12日（金）19時～ 南公民館大ホール

- 1 はじめのことば、あいさつ
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する説明
 - I 事業の概要
 - II 事業の内容
 - 1 基本的な考え方
 - 2 改正のポイント
 - 3 開始時期
 - 4 利用対象者
 - 5 移行するサービスの内容
 - III サービスの利用までの流れ
 - 1 基本的な考え方
 - 2 相談
 - 3 新しい総合事業利用の手続き
 - IV 介護予防ケアマネジメント
 - 1 介護予防ケアマネジメントの類型
 - 2 介護予防ケアマネジメントの手順
 - V サービスの提供
 - 1 事業所指定
 - 2 サービスの提供
 - VI サービス給付費の請求と支払い
 - 1 利用限度額
 - 2 請求と支払い
- 3 その他、連絡事項

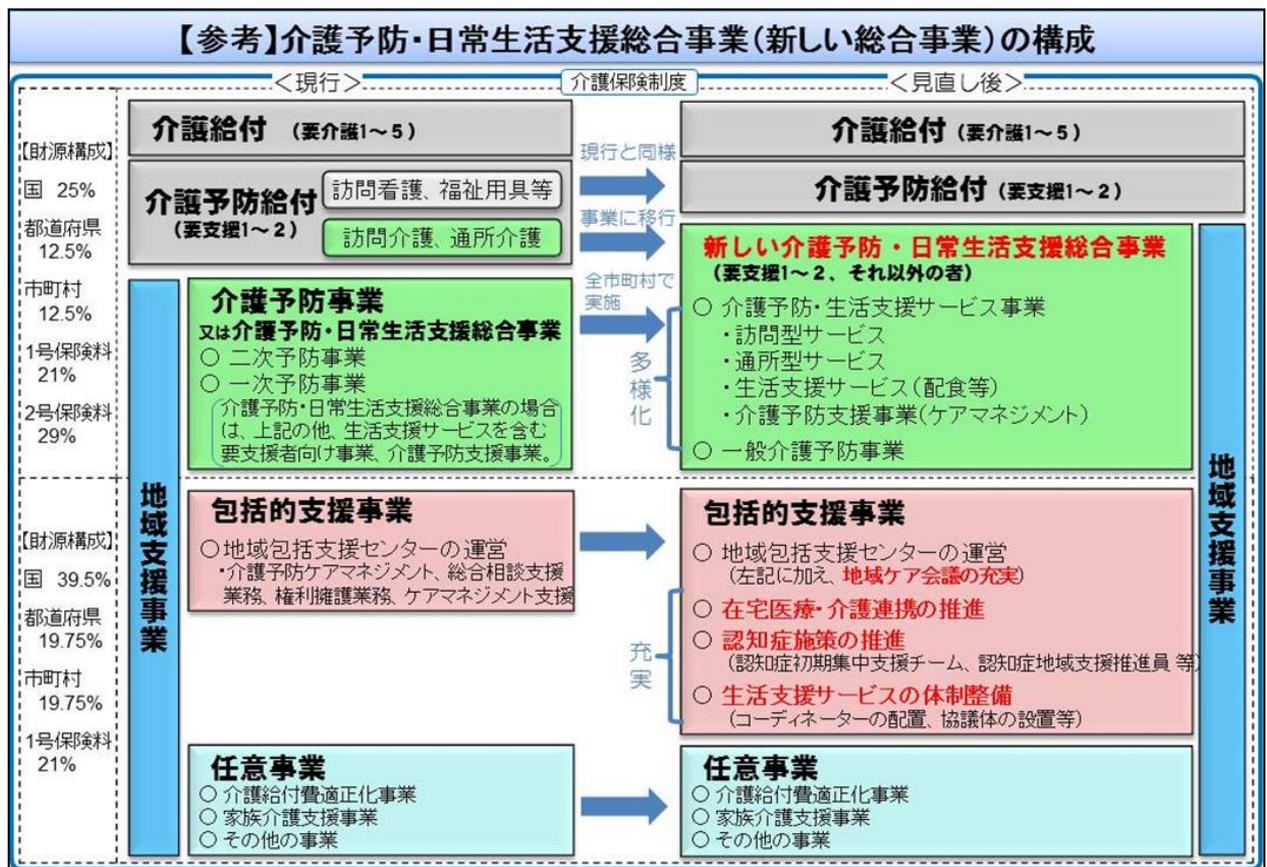
質問の受付方法：別紙にて平成28年3月10日までに
回答：甲府市ホームページに平成28年3月1日から順次掲載
- 4 おわりの言葉

I 事業の概要

平成26年度の介護保険法の改正により、予防給付として全国一律の基準により提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、市区町村が実施する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新しい総合事業」という。）に移行する。

また、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO やボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進する。

1 介護予防・日常生活支援総合事業に関する総則的な考え方（厚生労働省）



(1) 事業の目的・考え方（「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」より）

①新しい総合事業の趣旨

新しい総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

②背景・基本的考え方

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

二 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

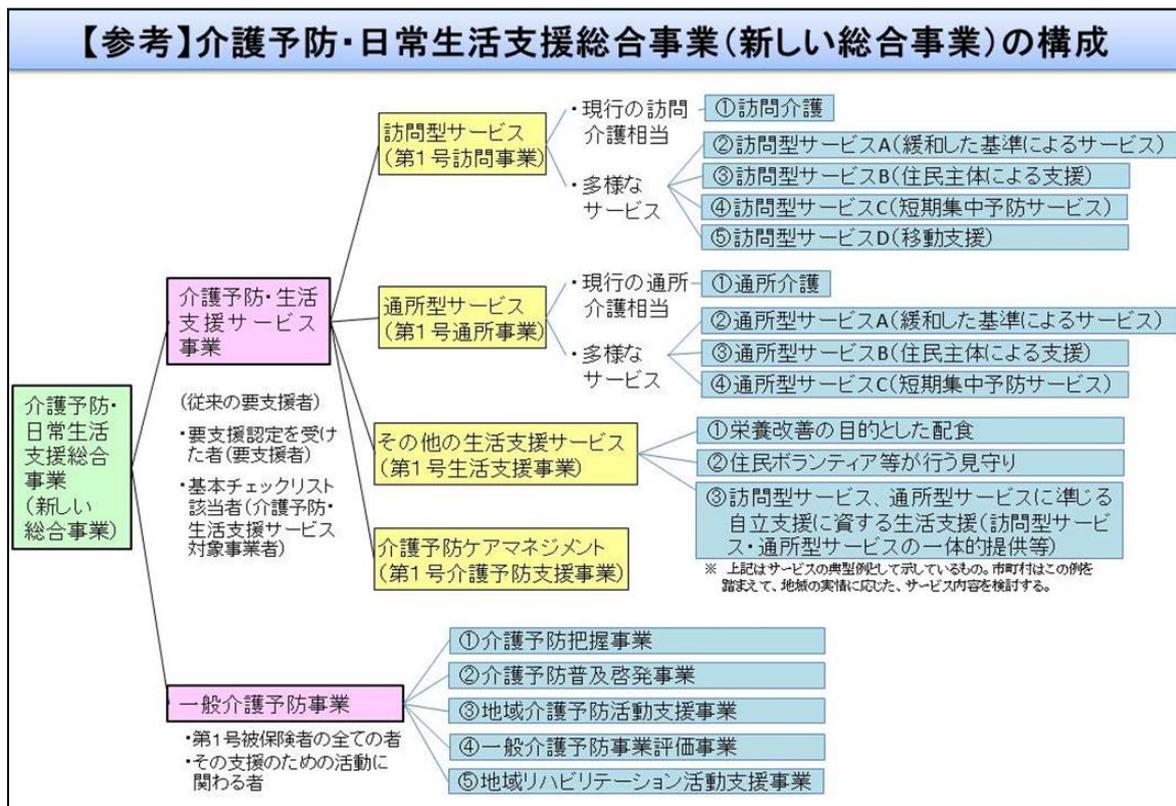
ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ハ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障がい者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

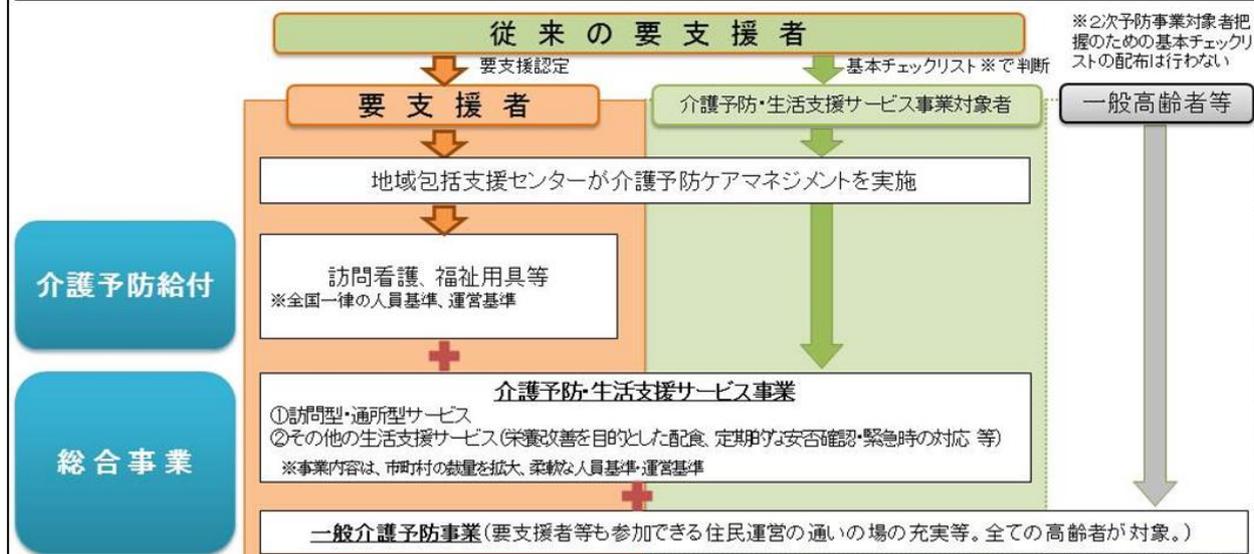
(2) 新しい総合事業を構成する各事業の内容及び対象者（新しい総合事業の全体像）

新しい総合事業は、①介護予防訪問介護等に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号。以下「サービス事業」という。）と、②第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）からなる。



【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



II 事業の内容

1 基本的な考え方

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

今回の制度改正の最大の目的は、『介護を必要としない、または軽度の支援が必要な状態から、必要な生活支援サービス等を利用することで、生活機能が維持または向上し、要介護状態にならないこと』である。このため、より予防や向上の効果が見込まれる方々を対象に加え、機能の維持・向上に効果的な訪問介護、通所介護を新しい総合事業に移行している。

2 甲府市の今回の改正のポイント

- (1) 新規及び更新の認定を受けた方から、新しい事業を利用する。
- (2) 要支援1・2の認定を受けた方に提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、介護予防給付からでなく『地域支援事業』の『介護予防・日常生活支援総合事業』からの提供となる(地域支援事業に移行する)。その他のサービス(訪問看護、福祉用具等)は現行どおり介護予防給付として提供する。

- (3) 要支援1・2の認定を受けた方だけでなく、要支援認定を受けなくても、元気アップチェック（基本チェックリスト）に該当すれば、現行の介護予防相当の訪問介護・通所介護が利用できる。
- (4) 要支援1・2の認定を受けた方は、介護予防給付と組み合わせ、これまでどおりサービスが利用できる。
- (5) 要支援1・2の認定を受けた方がこれまで利用できなかった元気アップ教室（通所型サービスC）も、介護予防ケアマネジメントにより必要と判断されれば利用できる。
- (6) 訪問介護、通所介護のサービス基準や単価等、請求方法は当面の間、現行どおりで変更はない。

3 開始時期

平成28年4月1日から

4 利用対象者：65歳以上で

ア 平成28年4月以降に**新規**で要支援認定を受けた方

イ 平成28年4月以降に**更新**で要支援認定を受けた方

ウ 平成28年4月以降に**元気アップチェック**※により事業対象者と判断された元気アップ高齢者（生活援助員利用者で、元気アップチェックにより事業対象者と判断された方も含む）

ただし、要支援1～2で認定有効期間内の方は、次の更新まで現行どおり

※元気アップチェックとは、生活機能低下のある高齢者を早期発見するために厚労省が作成した「基本チェックリスト」の本市の独自名称。25の質問項目を本人が主観で回答し、基準に沿って判定する。

これまでの元気アップチェックでは、下表の①～④までを元気アップ高齢者とし、⑤～⑦のみの該当者は対象ではなかった。平成28年度からの新しい総合事業では、判定基準が改正され、⑤～⑦のみの該当についても、元気アップ高齢者（基本チェックリスト該当で事業対象者）となる。

【基本チェックリストの事業対象者に該当する基準】

① No.1～20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当	虚弱	H27年度まで
② No.6～10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当	運動機能の低下	
③ No.11～12 の 2 項目のすべてに該当	低栄養状態	
④ No.13～15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当	口腔機能の低下	
⑤ No.16～17 の 2 項目のうちNo.16 に該当	閉じこもり	H28年度追加
⑥ No.18～20 までの 3 項目のうちいずれか 1 項目以上に該当	認知機能の低下	
⑦ No.21～25 までの 5 項目のうち 2 項目以上に該当	うつ病の可能性	

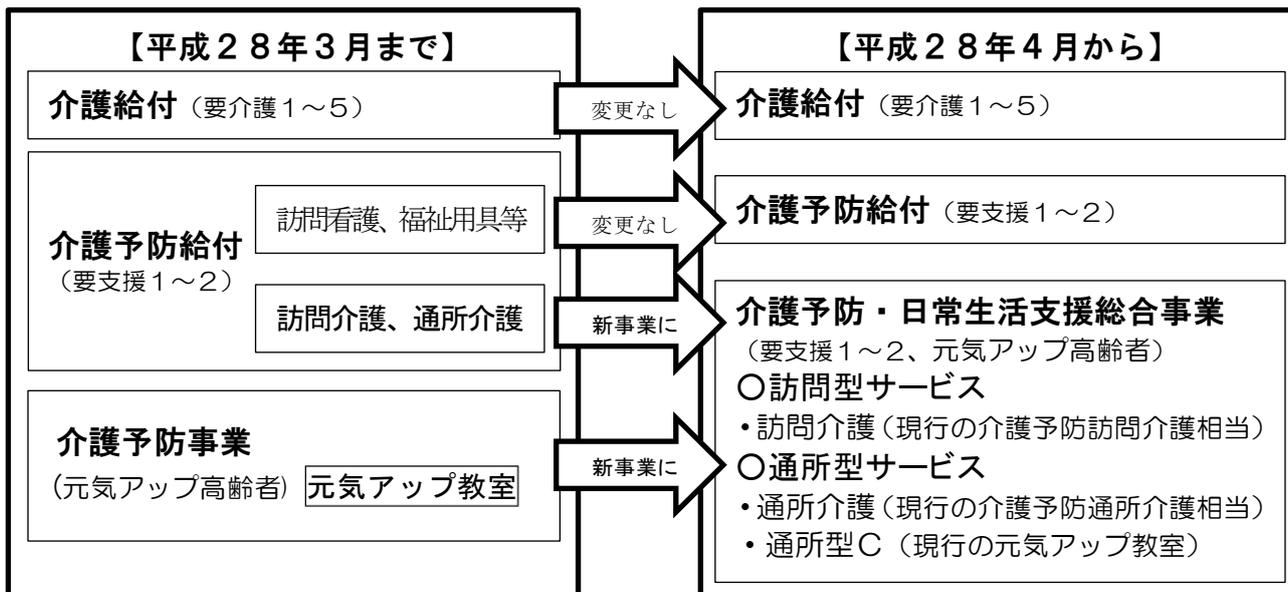
参考

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答：いずれかに○		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ	運動機能
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	低栄養
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ	口腔機能
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ	閉じこもり
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ	認知機能
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ	うつ病の可能性
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が 18.5 未満の場合に該当とする

5 移行するサービスの内容



(1) 現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス **現行どおり**

①訪問介護（現行の介護予防訪問介護相当）のサービス内容

介護予防ケアマネジメントにより、家事等の生活支援サービスが必要と判断される場合は、訪問介護を利用する。

②通所介護（現行の介護予防通所介護相当）のサービス内容

通所型サービスC（現行の元気アップ教室 短期集中型サービス）や、いきいきサロン、ふれあいくらぶ、福祉センター事業等、地区で行われるインフォーマルな活動の利用についても検討した介護予防ケアマネジメントにより、専門的なサービスが必要と判断される場合に利用する。

③サービス単価

国の基準に地域区分別 1 単位の単価を乗じて月当たりの包括単価とする。

甲府市：7 級地（訪問介護 10.21 円、通所介護 10.14 円）

【国の介護報酬単位数（一部抜粋）】

サービス名	区分	単位	利用
介護予防訪問介護 (1月につき)	イ 介護予防訪問介護（Ⅰ）	1,168	週1回程度
	ロ 介護予防訪問介護（Ⅱ）	2,335	週2回程度
	ハ 介護予防訪問介護（Ⅲ）	3,704	週3回以上
介護予防通所介護 (1月につき)	要支援1	1,647	要支援1の方
	要支援2	3,377	要支援2の方

※甲府市の場合、1回あたりの単価は使用しない。

④加算

市独自の加算を定めず、国の定める加算と同様とする。

(2) 元気アップ教室（通所型サービスC、現行の元気アップ教室）

通所型サービスC（短期集中型サービス）を、現行どおり事業者へ委託し「元気アップ教室」

の名称で実施する。要支援認定者も、介護予防ケアマネジメントの結果、元気アップ教室の利用によって心身状態の改善が見込まれると判断される場合は、利用が可能である。

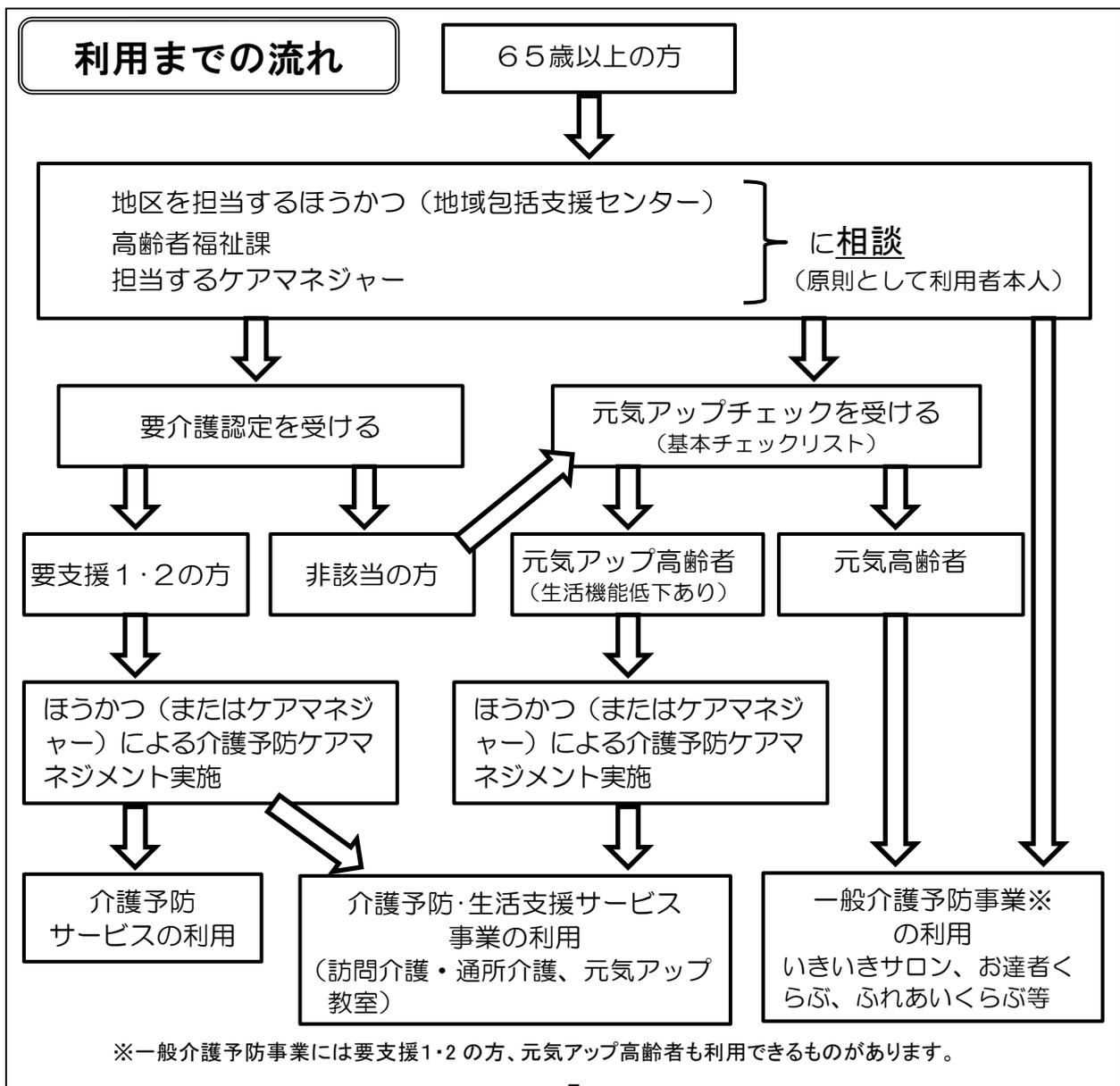
介護予防ケアマネジメントによって必要と判断されれば、通所介護と併用できる。

通所型サービスCは3ヶ月短期利用を前提としているため、事業者及びケアマネジメントでモニタリングを行い、最長半年（年度内2クール以内、年度をまたぐ利用でも1年間に6ヶ月以内）の利用とする。

【元気アップ教室の内容】

サービス名	内容		利用
元気運動教室	運動器の機能向上	運動による運動器の機能向上や、認知症・うつ・閉じこもりの予防を目指す。リハ職や健康運動士等専門職による指導。器械あり、器械なしがあり。	概ね週1回 12回(3ヶ月)
わっはっ歯教室	口腔機能の向上	摂食・嚥下・口腔衛生等について歯科衛生士等による指導。	概ね月2回 6回(3ヶ月)

III サービスの利用までの流れ



1 基本的な考え方

新しい総合事業のサービスは、介護予防ケアマネジメントにおいて必要と判断される場合に、利用できる。

介護予防ケアマネジメントでは、介護予防の視点を持ち、地区で行われるインフォーマルな活動の利用等の多様なサービスの利用も検討し、必要なサービスを判断する。

2 相談（介護予防ケアマネジメント対象者要件の確認）

これまでと異なり、要支援認定を受けず元気アップチェックの実施により、サービスの利用対象者であるかの判断ができることから、新規・認定更新ともに、相談にて本人の意向や状態などを十分に確認し、認定申請の必要性について判断する。

新規の相談受付は、高齢者福祉課窓口、ほうかつ（地域包括支援センター）とする。

認定の更新による継続利用の場合は、このほか、ほうかつから委託されている指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行うことも想定されている。

（1）相談の目的や希望するサービスの聴き取り

（2）新しい総合事業についての説明

（3）要介護認定等申請等の必要性の判断

実態把握によるアセスメントにより、要支援認定等の申請の必要性を判断し、次のような場合は認定申請を行う。

○要支援認定等の申請が必要と判断される例

- ・身体や生活状況から、介護予防訪問介護及び通所介護相当のサービスだけでなく、訪問看護、福祉用具の貸与、住宅改修等の介護給付サービスの新規・継続利用が必要
- ・現在、要支援認定を受け、介護予防訪問介護及び通所介護相当のサービス利用し、今後も同様のサービスの継続利用が必要な場合
- ・65歳未満の第2号被保険者（特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提であるため）

3 新しい総合事業の利用手続き

~~（1）事業対象者確認申請書の提出（元気アップチェックの実施依頼）~~

（2）元気アップチェックの実施

元気アップ高齢者（事業対象者）であるかの判定

（3）介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書と元気アップチェックの提出

（4）事業対象者としての登録

届出に基づいて、サービス事業対象者として登録し、利用者の被保険者証に「サービス事業対象者」である旨を記載し交付する。即時の交付ができないため、サービス事業対象者であることを記載した被保険者証を、後日郵送する。

(5) 介護予防ケアマネジメントの実施

ほうかつ、または、ほうかつより委託を受けた指定介護支援事業所のケアマネジャーが実施する。

(6) 事業を利用する

IV 介護予防ケアマネジメント

1 介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態や、元気アップチェックの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、次の③パターンに分けて行うこととなっている。

- ①原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）
- ②簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）
- ③初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）

甲府市では事業内容から、『①原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）』を実施する。

2 介護予防ケアマネジメントの手順

介護予防ケアマネジメントは、これまでと同様、ほうかつ（地域包括支援センター）職員、または、ほうかつから委託された指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行う。

手順は、現行の介護予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様である。アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。

【介護予防ケアマネジメントの手順】

- 1 アセスメント
- 2 ケアプラン原案作成
- 3 サービス担当者会議
- 4 利用者への説明・同意
- 5 ケアプランの確定・交付
（利用者・サービス提供者へ）
- 6 サービス利用開始
- 7 モニタリング

V サービスの提供

1 事業所指定

(1) みなし指定

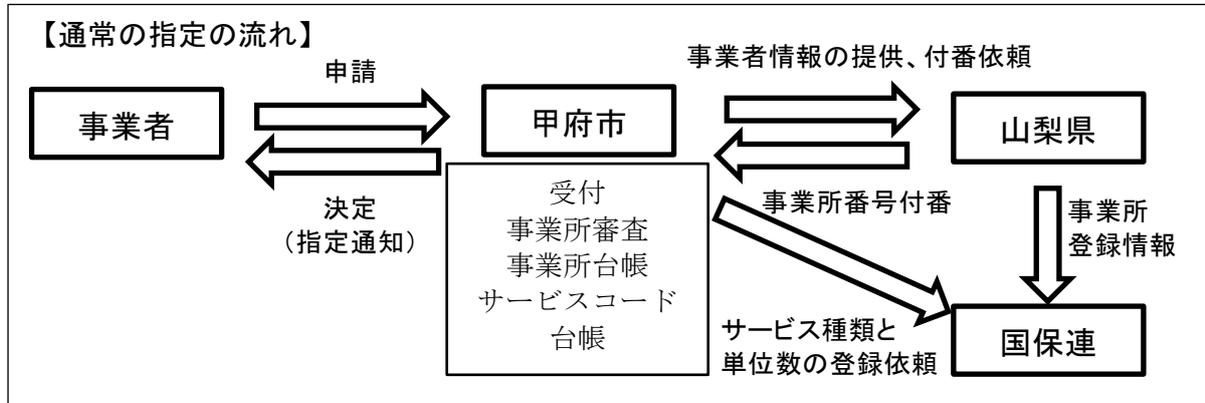
平成27年3月末までに、既に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていた事業所については、指定事業所側からの申出がない限り（本市ではありませんでした）、平成27年4月1日に指定事業所としてみなされている。このみなし指定の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月末までとする。

【みなし指定の対応表】

既存の指定（平成27年3月31日）	みなし指定
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス（第1号通所事業）に係る事業者の指定

(2) 新規指定

平成27年4月以降、新たに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に指定された事業者については、前述のみなし指定の対象とならないことから、要綱で定める基準に基づき、甲府市が新たに指定する。なお、基準については、国が定める現行の運営・人員等と同様とする。



新規指定の申請書は平成28年2月25日より甲府市ホームページ、または介護保険課経営係にて配布する。

平成28年4月1日よりサービス提供を開始する場合は、平成28年3月10日までに、介護保険課経営係に提出する。

2 サービスの提供

(1) サービスの概要

基準	現行の訪問介護相当	現行の通所介護相当
サービス種別	訪問介護	通所介護
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活支援	介護給付の通所介護と同等サービス生活機能向上のための機能訓練
対象者とサービス提供の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用し、サービスの利用継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース ・退院後状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース 	状態等を踏まえながら、元気アップ教室やいきいきサロンなど一般介護予防事業など、多様なサービスの利用を促進することを前提とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用し、サービスの利用継続が必要なケース ○多様なサービスの利用が難しいケース ○集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース
実施方法	事業者指定	事業者指定
基準	予防給付の基準を基本	予防給付の基準を基本
サービス提供者	訪問介護員 (訪問介護事業者)	通所介護事業者の従事者

(2) サービス提供にあたり、特に留意いただきたいこと

基本的方針、具体的取扱方針はこれまでの基準を準用する。

サービス提供にあたり、次のことについては、特に留意していただきたい。

○利用者の介護予防、自立支援の視点を持つ。

○利用者の能力を最大限に活用し、また引き出すことにより、利用者のセルフケア能力の向上を図る。

○利用者の状況を正確に把握し、変化を把握した際には、随時モニタリングを実施し、サービス提供計画やサービス内容を変更する。

○把握した利用者の変化は、迅速に介護予防ケアマネジメント従事者（ほうかつ、ケアマネジャー）に報告する。

○事業者は、介護・看護・リハ職など利用者の状態に即した従事者を担当者会議、地域ケア会議に出席させ、専門的な見地より意見を陳述できるようにする。

○利用者は『地域の生活者』であることを意識し、社会生活の維持など利用者の家族や地域住民等と利用者本人とのつながりにも配慮しながらサービスを提供する。

高齢者が住み慣れた地域で出来るだけ自立した生活が出来るように、また、要介護状態になっても支援を受けながら暮らし続けることが出来るように支援する地域包括ケア体制の一つとなる。

VI サービス給付費の請求と支払い

1 利用限度額：(1)、(2) いずれの場合も、限度額を超えた分は自己負担となる

(1) 要支援1・2の認定を受けた方

介護予防給付サービス、新しい総合事業による訪問介護・通所介護・元気アップ教室の利用分も含め、現在適用されている予防給付の要支援1・2の利用限度額の範囲内

(2) 元気アップ高齢者（元気アップチェックにより事業対象者となる方）

要支援1の利用限度額の範囲内を原則とするが、退院直後や急激な体調の変化があり、介護予防ケアマネジメントにおいて、特に必要があると判断された場合、要支援2の限度額までとすることができる。

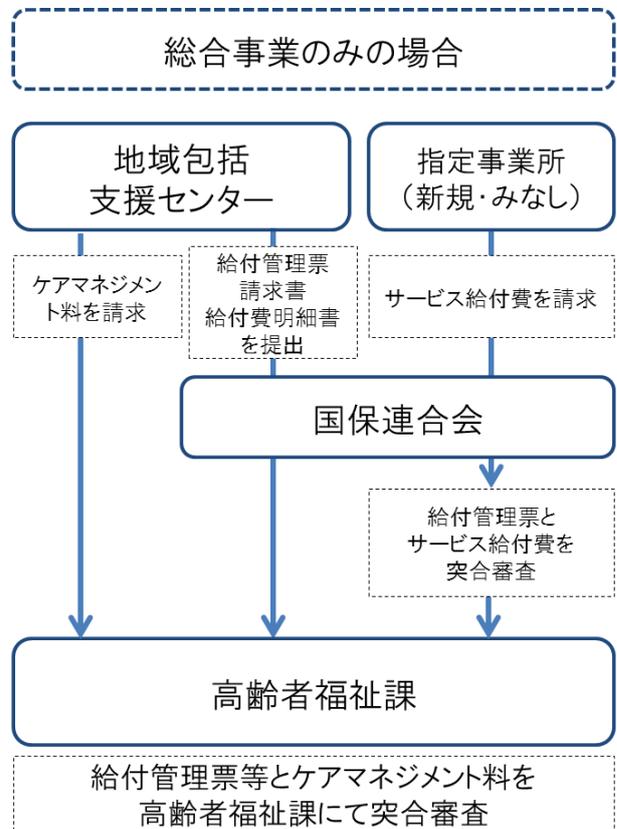
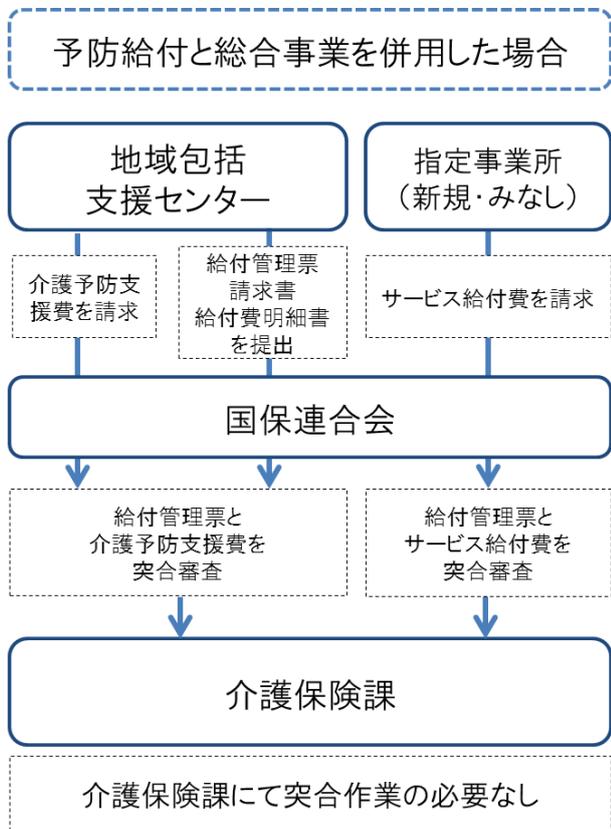
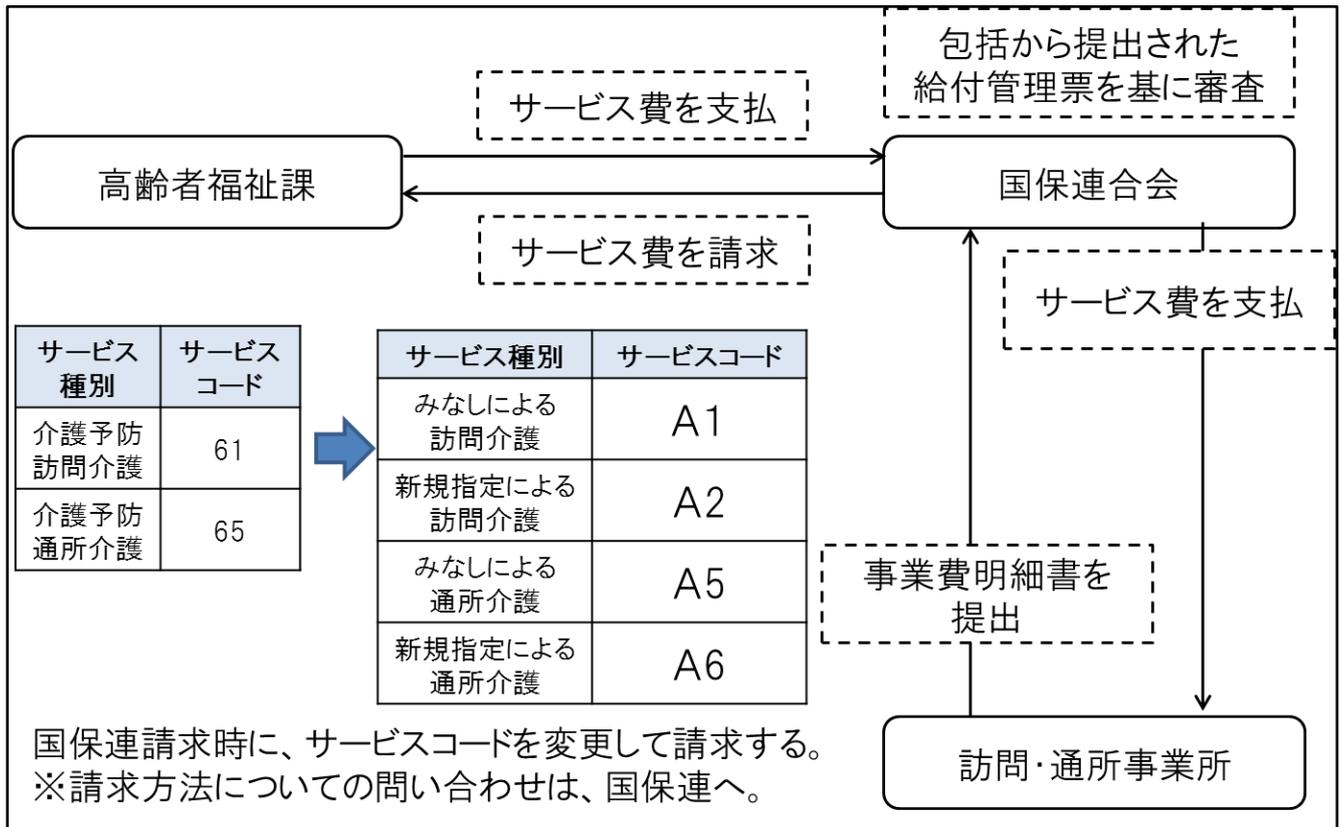
2 請求と支払い

訪問介護及び通所介護については、請求と支払の仕組みや流れの変更はなく、これまでと同様に山梨県国民健康保険団体連合会を通じての請求・支払いとなる。

ただし、サービスコードは変更となる。また甲府市の場合は、1回あたりの単位は使用しない。新しい総合事業におけるサービスコード表は別紙参照。単位数表マスタは平成28年2月中を目途に、甲府市ホームページに掲載する。

【注意】 住所地特例者の取扱いが、平成27年4月に見直されている。施設所在地市町村の定める単位で請求することになるので、注意すること。（「介護保険事務処理システム変更に係る参

考資料の送付について」(平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課事務連絡)の資料 2「住所地特例に係る事務の見直しの概要について」の 2 ページの表内「介護予防・日常生活支援総合事業」を参照。)



※給付と事業を併用している場合は、給付、事業の実績を併せて国保連にて給付管理票との突合審査が行われる。(国保連に請求できるサービス分のみ)

締め切り 平成28年3月10日

介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問

甲府市役所福祉部 高齢者福祉課 行き

F A X 055-236-0118

事業所種別※○をつける	事業所名
訪問介護 通所介護 居宅介護支援事業所 ほうかつ	所在地 電話番号 担当者名
質問	